

【資料 1-1】

古賀市アライグマ防除実施計画（案）

令和4年 月

福岡県古賀市 環境課

目 次

| | | |
|----|---------------------|---|
| 1 | 目的 | 1 |
| 2 | 特定外来生物の種類 | 1 |
| 3 | 防除を行う区域 | 1 |
| 4 | 防除を行う期間 | 1 |
| 5 | 福岡県内及び古賀市内における防除の現状 | 2 |
| 6 | 防除の目標 | 2 |
| 7 | 防除の方法 | 2 |
| 8 | 合意形成 | 6 |
| 9 | 普及啓発 | 6 |
| 10 | モニタリング | 6 |

資料

様式1-1：捕獲従事者台帳

様式1-2：捕獲従事者（市職員）台帳

様式2：捕獲従事者証

様式3：箱わな標識

様式4：アライグマ捕獲記録票

様式5：アライグマ痕跡・目撃・被害・捕獲情報一覧表

その他参考様式：箱わな危険表示板

1. 背景と目的

海外や国内の他地域から持ち込まれてきた外来生物※は、生態系への被害、人身被害、農作物や建造物被害が危惧されており、早期発見、早期対策がとても重要です。

アライグマは北米大陸原産の雑食性の動物で、日本にはペット等として持ち込まれたものが、逃げたり、飼い主が飼育できなくなって野外に放したものが野生化したと考えられています。

福岡県内では、農作物被害や捕獲個体数をみると、野生化したアライグマの生息分布が急速に拡大していることがうかがえます。

古賀市内においては、アライグマの生息が確認されてはいないものの、近接する市町においてはアライグマの生息が確認されており、捕獲件数が近年は増加傾向にあることから、農畜産物の食害、家屋侵入の糞尿等による生活環境被害や生態系への被害の発生や増加が懸念されます。

アライグマとその被害を増やさないためには、継続的な分布状況の把握、適切な防除計画の立案、アライグマ問題の普及・啓発、市民との共働による防除の実施、また、これらを近隣市町村・県・国等と連携しつつ進めることが重要です。

本計画は、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）に基づく「特定外来生物の防除の確認」を受け、適切かつ効率的にアライグマの防除を行うことを目的として策定します。

※本来はその場所に生息・生育するはずのない生き物が、人間の活動などによって外国や国内の他地域から入ってきた生き物のこと。

2. 特定外来生物の種類

ネコ目アライグマ科アライグマ属

①アライグマ（学名 *Procyon lotor*）

②カニクイアライグマ（学名 *Procyon cancrivorus*）

なお、本計画では、上記 2 種を総称し、「アライグマ」と表記します。

3. 防除を行う区域

古賀市全域

4. 防除を行う期間

防除の確認を受けた日から令和 13 年 3 月 31 日までとします。

5. 福岡県内および古賀市内における分布状況と防除の現状

(1) 生息状況

①アライグマ：令和3年9月にロードキルによる死体を1体確認した以外は、古賀市における生息・発見について詳細な情報は現在のところ報告されていませんが、近接する宮若市・福津市、また福岡市においては発見、捕獲されており、県内ではこれまでに40市町村で確認されています。

②カニクイアライグマ：現在まで確認はありません。

(2) 被害状況

古賀市において、現在のところアライグマによるものと考えられる被害は報告されていません。

(3) 捕獲状況

これまでアライグマと確認できる個体の捕獲実績はありません。

6. 防除の目標

新たな定着又は生息域の拡大をふせぎ、最終的には防除を行う区域から完全排除することを目標とします。

7. 防除の方法

(1) 関係法令等の遵守

アライグマの捕獲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づく「捕獲許可」又は、「外来生物法」に基づく「特定外来生物の防除の確認」のいずれかの手続きが必要であることから、防除の実施に当たっては、鳥獣保護管理法や外来生物法等の関係法令を遵守して行うものとします。

(2) 防除の進め方

防除に当たっては、古賀市が実施主体となり、県、地域住民、関係団体等の協力を得ながら防除を実施するものとします。

具体的には、アライグマの防除に関する普及啓発、講習会の開催、情報の収集整理などを行うとともに、分布域拡大抑制に向け、状況に応じた捕獲を実施するなど、全体的な実施計画の進行管理を行うものとします。

(3) 情報の収集

一般住民や関係団体及び捕獲協力者などからのアライグマの目撃情報・被害情報・捕獲情報を収集整理し、分布状況の把握に努めるものとします。また、得られた情報は、防除手法の検討や普及啓発などに活用するものとします。

また、目撃・被害情報及び捕獲情報を定期的に公表することで、市民の危機意識を喚起すると同時に、防除効果の周知を通じて、達成感を共有し、捕獲意欲の向上を行うものとします。

(4) 捕獲の実施

① 捕獲従事者

捕獲に従事できる者（以下「捕獲従事者」という。）は、原則として鳥獣保護管理法による狩猟免許（わな猟免許）を有するものとします。

ただし、狩猟免許を有しない者であっても、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者（県、市、猟友会等が実施する適切な捕獲と安全に関する知識及び技術についての講習会を受講した者）についても捕獲従事者に含むものとします。

② 捕獲従事者台帳の整備

捕獲従事者の氏名、住所、狩猟免許の番号等について記載した捕獲従事者台帳（様式1-1）を整備し、当該台帳は年度ごとに更新します。

③ 捕獲従事者証の交付

捕獲従事者には、外来生物法に基づく防除を実施していることを証する捕獲従事者証（様式2）を交付し、捕獲を実施する際には携帯させるものとします。

④ 使用するわな及び設置場所

基本的に箱わなを用い、アライグマの生息や被害が確認又は推定された地点周辺に設置を行うものとします。モニタリングや捕獲の状況に応じて、必要な場合はエッグトラップ等前肢拘束式のわなを設置します。

わな餌の使用は、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因となることがないように、適切に行うものとします。捕獲を行う際には、可能な限り詳細な生息状況及び被害状況の調査を行い、必要に応じて重点的な捕獲や監視体制を強化する地域（重点捕獲地域）を設定して行います。

なお、設置するわなには、猟具ごとに、外来生物法に基づく防除である旨を記載した標識（様式3）に、防除実施者の住所、氏名、連絡先などを記載し装着等を行うものとします。

⑤ 捕獲個体の取扱い

捕獲個体は、「(6) ④ 捕獲個体の譲り受けと飼養」に定める場合を除き、原則と

して殺処分するものとし、捕獲従事者等による個人的な持ち帰りや野外への放置は行わないものとします。捕獲した個体は、ケージ、箱わな等により保管又は運搬を行うなど、逸走等を防止するための措置を講じるものとします。

殺処分は、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成7年7月4日 総理府告示第40号）に従い、できるだけ苦痛を与えないよう、炭酸ガスを用いるなどの方法により行うものとし、捕獲現場か、古賀市が定める場所に、箱わなに入れたまま運搬して実施するものとします。

死亡が確認された後、体重の計測、頭胴長の計測、雄雌などの判定を行い、捕獲場所、日時とともにアライグマ捕獲記録票（様式4）に記録を行い、殺処分した個体は、捕獲現場での埋没、一般廃棄物として処分するなど適切に処理を行うものとします。

（5）市職員による捕獲

① 市職員が捕獲に従事する場合

市民の生命又は身体に危害が及ぶおそれがある場合は、次に定める市職員は、アライグマを捕獲できるものとします。

② 捕獲に従事できる市職員

「（4）① 捕獲従事者」に定める者のほか、市が実施する講習の受講等により、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有すると認められる市職員（以下「捕獲従事者（市職員）」という。）については、捕獲に従事できるものとします。

③ 捕獲従事者（市職員）台帳の整備

捕獲従事者（市職員）の氏名、所属等について記載した捕獲従事者（市職員）台帳（様式1-2）を整備し、当該台帳は年度ごとに更新するものとします。

④ 捕獲従事者（市職員）証の交付

「（4）③捕獲従事者証の交付」のとおりとします。

⑤ 使用する捕獲道具

使用する捕獲道具は、基本的に箱わなを用い、アライグマの生息や被害が確認又は推定された地点周辺で設置を行うものとしますが、状況に応じてエッグトラップ等適切な捕獲道具を用いるものとします。

設置するわなには、「（4）④ 使用するわな及び設置場所」のとおり標識の装着等を行うものとします。

⑥ 捕獲個体の取扱い

「（4）⑤ 捕獲個体の取扱い」のとおりとします。

(6) 捕獲に係る留意事項

① 錯誤捕獲の防止

目撃情報や被害情報の分析、足跡、糞、食痕等のフィールドサインの確認あるいは侵入経路の把握等により、箱わな等の適正な設置場所を判断するものとします。

また、箱わな等の設置期間中は、原則として一日一回以上の巡視を行うものとします。

② 事故の発生防止

箱わな等を設置した場所の周辺で子どもが遊ぶことがないか等、周辺への安全確保を徹底します。また、事故防止の観点から、設置箇所周辺の民家や周辺農地の所有者等、設置箇所周辺に立ち入る可能性のある住民に周知するなどの対策を講じることとします。

③ 感染症予防措置

アライグマは、アライグマ回虫、狂犬病、レプトスピラ症等の人獣共通感染症を保有している可能性があることから、その取扱いには十分注意するものとします。殺処分作業を行う際には手袋を着用し、個体及び個体の触れた捕獲器、処分機材を素手で触れることのないよう留意するとともに、アライグマの入っている捕獲器を扱う際には、革手袋等を使用するものとします。

作業が終了した段階で、手指をアルコール等の消毒薬で十分殺菌し、使用後の箱わなについても洗浄、消毒を行うものとします。

④ 捕獲個体の譲り受けと飼養

捕獲個体については、学術研究、展示、教育、その他公益上の必要があると認められる目的で譲り受ける旨の求めがあった場合は、外来生物法第5条第1項に基づく、飼養等の許可を得ている者（特定外来生物を適正に取り扱うことのできる者）に限り譲り渡すことができるものとします。

⑤ 禁止する捕獲方法等

次に該当する捕獲は行わないものとします。

ア 鳥獣保護管理法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲

イ 鳥獣保護管理法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による捕獲

ウ 銃器による捕獲

⑥ その他

鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間（福岡県：11月15日から2月15日）及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤解されないよう適切に実施するとともに、アライグマ以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域

を避けるなどの配慮をします。

(7) 被害予防措置

農家及び人家周辺等にアライグマを近づけないために、自治会や農業団体などを中心に、地域住民などの積極的な参画を得ながら、地域が協力して誘因要因の除去を実施し、農地周辺の放棄作物の処分や生ごみ等の放置をしないなど、適正な環境管理を行うこととします。

また、防護柵やネットの設置等で、農地や人家への侵入を防止し、アライグマによる被害の事前回避や軽減を図るものとします。

8. 合意形成

防除に当たっては、防除を行う地域の住民、土地所有者、施設管理者等の調整、合意形成に努めるものとします。

(1) 土地所有者との調整

防除を行う地域の土地所有者に対して、防除実施内容に係る通知を行います。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得るように努めます。

(2) 施設管理者との調整

防除を行う地域に存する河川、水路等土地改良施設や緑地等の管理者に対しては、防除内容に係る連絡を行います。なお、説明を求められた場合には、直接説明し理解を得るように努めます。

9. 普及啓発

防除の目的や防除内容を地域住民に知らせるため、アライグマについての基本的な知識、分布情報、防除方法、捕獲等の情報提供のお願いについて、広報紙やホームページへの掲載を行うなど普及啓発に努めるとともに目撃等の幅広い状況提供を求めるものとします。

また、必要に応じ、地域住民を対象としたアライグマ問題の正しい知識普及と防除方法、特に捕獲などについて学ぶ講習会を開催するものとします。

なお、捕獲従事者以外のものがアライグマを捕獲しないよう、地域住民等への周知を図るものとします。

10. モニタリング

生息状況、被害状況及び捕獲状況を適切にモニタリングし、捕獲の進捗状況を点検するとともに、その結果を以後の防除の実施に反映させるよう努めるものとします。

モニタリングは、住民からの情報提供、捕獲協力者からの分布や被害、捕獲情報を収集、集約することにより実施するものとし、収集した情報のうち、痕跡・目撃・被害情報については「アライグマ痕跡・目撃・被害情報」（様式5）に記録し、捕獲情報については「アライグマ捕獲記録票」（様式4）に記載するものとします。

なお、モニタリング結果によって必要と判断された場合には、防除計画の見直しを行うものとします。

第20 ー 号

古賀市アライグマ防除実施計画に基づく

捕 獲 従 事 者 証

古賀市長 印

| | |
|------|-----------------------|
| 住所 | 古賀市 |
| 氏名 | |
| 生年月日 | 年 月 日 |
| 目的 | アライグマの捕獲 |
| 捕獲地域 | 古賀市 |
| 登録日 | 年 月 日 |
| 捕獲方法 | ・箱わな ・前肢拘束式猟具による捕獲 |
| 備考 | |

注意事項

・捕獲従事者は、アライグマの捕獲に関しては必ず携帯しなければならない、かつ、他人に使用させてはならない。

・アライグマの捕獲結果は、アライグマ捕獲記録票（様式4）に記載し、捕獲期間終了後30日以内に古賀市長に報告しなければならない。

様式3 : 箱わな標識

| | | | |
|--------------------|------|-------------------|------------|
| 許可証 番 号 | | 許可の 有 効 期 間 | 令和 年 月 日から |
| 氏 名 | | | 令和 年 月 日まで |
| 住 所 | | | |
| | | | |
| アライグマ・カニクイアライグマの防除 | | | |
| 電話番号 | | | |
| 許可権者 | 古賀市長 | | |

様式4 : アライグマの捕獲記録票

防除の確認年月日・番号：令和 年 月 日付け 第 号
 実施主体者： 古賀市長

| 番号 | 所在地 | 地目等 | 捕獲従事者 | | 箱わな 番号 | 捕獲年月 日 | 性別 | 体重 | 頭胴長 | 餌、繁殖状況等 |
|----|-----|-----|-------|----|-----------|-----------|----|----|-----|---------|
| | | | 番号 | 氏名 | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | |
| 6 | | | | | | | | | | |
| 7 | | | | | | | | | | |
| 8 | | | | | | | | | | |
| 9 | | | | | | | | | | |
| 10 | | | | | | | | | | |

- 依頼事項
- ・捕獲場所の「所在地」は集落等の位置を記入してください。
 - ・「地目等」は農地（田・畑・果樹園・草地）、山林、住宅地、社寺、道路付近、河川付近、池付近から選択してください。
 - ・箱わな番号は、市町ごとの箱わなの管理番号を記入してください。無い場合は空欄。
 - ・頭胴長とは、鼻の先から尾の付け根までの、背中に沿った長さをさします。

危険！ さわらないで！！

危険ですので、箱わなには絶対に手をふれないようお願いします。

現在、特定外来生物であるアライグマを捕獲中です。

ご協力をお願いします。



連絡先 防除実施主体者 古賀市(環境課)

住 所 : 古賀市駅東1丁目1-1

電 話 : 092-942-1127